

京都市上下水道局職員証発行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市上下水道局職員証発行規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員証発行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「上下水道局」を「京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）は、上下水道局」に改め、「占める職員」の右に「（以下「職員」という。）」を加え、「この規程により別記様式の職員証」を「職員証（第1号様式）」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条を次のように改める。

第2条 職員は、氏名を変更し、又は職員証を汚損し、若しくは紛失したときは、速やかに職員証再交付申請書（第2号様式）を管理者に提出し、職員証の再交付を受けなければならない。

第4条を第3条とし、同条を次のように改める。

第3条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに職員証を管理者に返還しなければならない。

- (1) 職員証の更新を受けたとき。
- (2) 職員証の再交付を受けようとするとき。ただし、紛失による場合を除く。
- (3) 上下水道局から他の部局へ異動したとき。
- (4) 離職したとき。ただし、離職後引き続き地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される場合を除く。

第5条を削る。

第6条第1項各号列記以外の部分中「とき職員証は」を「ときは、職員証を」に改め、同項第3号中「甚だしいため」を「程度が甚だしく、」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 離職したとき。ただし、離職後引き続き地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される場合を除く。

第6条第2項を削り、同条を第4条とする。

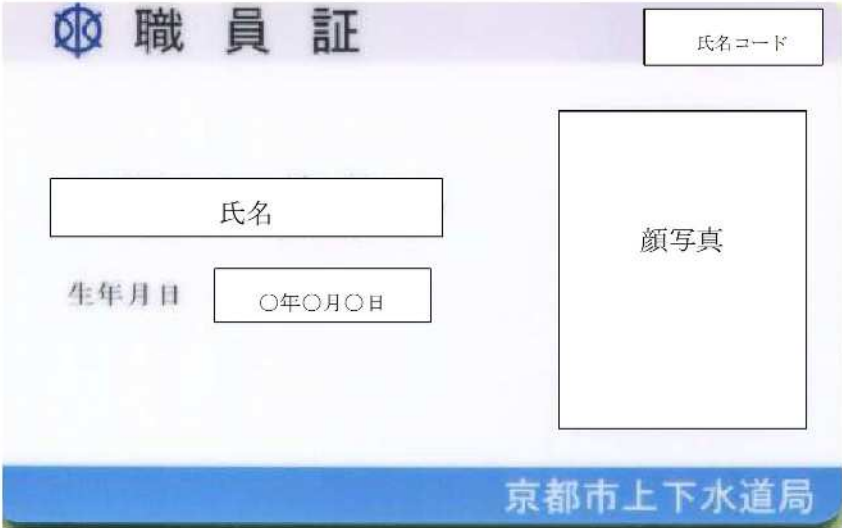
第7条各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「者」を「職員」に改め、同条第3号

中「又は」を「, 又は」に, 「者」を「職員」に改め, 同条第4号及び第5号中「者」を「職員」に改め, 同条を第5条とする。

別記様式を次のように改める。

第1号様式 (第1条関係)

(表面)



氏名コード

氏名

生年月日 ○年○月○日


顔写真

京都市上下水道局

(裏面)

<注意事項>

- 1 職務の執行に当たっては, 常に本証を携帯しなければならない。
- 2 氏名に変更を生じたときは, 直ちに本証の訂正を受けなければならない。
- 3 本証を貸与, 譲渡, 紛失又は改ざんしたときは, 処分に付することがある。
- 4 本証は, 直射日光・高温となる場所に置かないこと。
- 5 本証のiCマーク部分には, 電子部品を搭載しているため, 曲げたり強い衝撃を与えたりしないこと。



第1号様式の次に次の様式を加える。

第2号様式（第2条関係）

職員証再交付申請書	
	年 月 日
京都市公営企業管理者 上下水道局長 様	所 属 氏名コード 氏 名
記	
申請に至った事由（紛失した場合は、日時・場所等）	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)